



平成22年9月7日、札幌市教育文化会館において行政書士によるADRの模擬調停が行われました。実施は北海道行政書士会ADR推進委員会及び日本行政書士会連合会裁判外紛争解決機関推進本部。主な出席者は日本弁護士連合会ADRセンター委員長の渡部晃弁護士、札幌弁護士会紛争解決センター運営委員会副委員長の丸尾正美弁護士、同坂本泰朗弁護士、日行連北山会長、同裁判外紛争解決機関推進本部の加藤隆夫本部長（北海道会会長）、同酒井正委員（北海道会ADR推進委員会委員長）など、そうそうたるメンバーが参加されました。

ADRとは裁判外紛争解決手続と言われるもので、「訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続（裁判外紛争解決手続の理容の促進に関する法律第1条）」とされており、仲裁手続、調停手続その他の手続がこれにあたります。行政書士会が行うADRの手法は、対話促進型調停というものです。これは、中立で公正な調停人が当事者の間に入り、双方の言い分を十分に聴いたうえで、お互いに納得できる解決策を一緒に考え、問題の解決に必要な合意を形成する手続ということができます。

ADR模擬調停を開催するにあたって、北山日行連会長から「国交省は賃貸住宅の敷金の問題等について、ADRを進めていこうとしています。日行連に対して国交省からそれに協力して欲しいという申し入れが来ています。北海道会の中でもADRの理解を深めていただいて、できるだけ早い時期に認証を取っていただきたいと、お願いしたいと思っております。」との挨拶がありました。

次に加藤ADR本部長から「新潟県行政書士会がADRの模擬調停を行ったとき、弁護士の先生から大変辛口な講評をいただきました。今回も弁護士の先生方におかれましては、どんどん辛口の講評をしていただいて、ご指導していただきたいと思います。また、社会貢献の一環として、行政書士もADRにどんどん参加していきたいと思っております。」との挨拶がありました。

次に、渡部晃弁護士から「より良きADRの実現を目指して」というテーマで、講演がなされました。講演の内容は下記のとおりです。

1. 弁護士仲裁センター・紛争解決センターの現状
2. 弁護士会と隣接士業との協調関係の現状（日弁連ガイドライン）
3. その他の日弁連ADRセンターの取り組み
4. 日本のADR制度の将来

渡部弁護士は、「これから行政書士がADRの認証を受けるには、東京会のモデル（※）でやっていけば、弁護士会とのあつれきは生じないだろうと思います。しかし、東京会のモデル以外の独自の紛争を取り扱う場合には、弁護士会と協定を結ぶ場合に問題となる可能性があります。日本のADR制度の将来は、社会の流れからすると、飛躍的に普及するであろうと思っています。その中で、行政書士会のADRについても、需要は高まっていくだろうと思います。各士業のADRが相互補完しながら、お互いに発展していくものだと思っており、みなさんのご奮闘をお祈りいたしております。」と講演されました。

次に本日の本題である模擬調停が行われました。

テーマは「外国人の職場でのトラブル」及び「賃貸住宅の敷金・原状回復についてのトラブル」でした。それぞれのテーマで本番さながらの調停が実施され、出席者全員が熱心に耳を傾け、メモを取っていました。模擬調停終了後、5名の出席者から質問が出ていたことも、関心の高さがうかがえます。

今回の模擬調停は時間の都合上、それぞれ1時間くらいしか行われ



北山日行連会長



加藤ADR本部長



渡部弁護士



模擬調停の様子

ませんでした。実際の調停では2時間くらいを予定しています。しかし、通常は3時間から3時間30分くらい時間がかかってしまうようです。

最後に札幌弁護士会の丸尾弁護士及び坂本弁護士から、それぞれの模擬調停で良かった点及び不適切な点について、約15分にわたって講評をいただきました。

(※) 東京会のADRセンターは、4つの紛争を取り扱っています。

- ①外国人の職場環境・教育環境に関する紛争
- ②自転車事故に関する紛争
- ③愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争
- ④居住用賃貸借物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争



会場の様子



坂本弁護士と丸尾弁護士



集合写真